

**「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン
（平成24年3月策定）」の数値目標等の
変更について**

（平成29年4月1日変更）

[平成29年4月14日発行]

1. 数値目標等変更の背景等 . . . P 1

2. 本市の対応 . . . P 2

3. 変更の内容 . . . P 3 ~ P 6

資料 . . . P 7

1 数値目標等変更の背景等

本市では、2012（平成 24）年 3 月に、温室効果ガスの削減を目指す具体的行動プランとして、市・市民・事業者・市民活動団体がこれまで以上に協働して、地球温暖化対策の一層の充実と効率化を図ることを目的とする「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）」を策定しました。

本計画の期間は、2012（平成 24）年度から 2021（平成 33）年度までの 10 年間としており、社会的な情勢の変化や国の動向等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととしています。

国際的な動向

このような中、2013（平成 25）年にポーランド・ワルシャワで開催された気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）において、2020 年以降の自国が決定する貢献案を示すことが招請され、国は 2015（平成 27）年 7 月に、2030 年度の温室効果ガス削減の目標を、2013 年度比で 26%減（2005 年度比で 25.4%減）とする「日本の約束草案」を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、2015（平成 27）年 11 月からフランス・パリで開催された COP21 において採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として 2℃目標の設定、世界の平均気温の上昇を産業革命以前より 1.5℃高い水準までのものに抑える努力を追及することへの言及、主要排出国を含む全ての国が自国が決定する貢献を 5 年ごとに提出・更新すること等が規定されました。

国の取組

国は、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度において、2013 年度比 26%減（2005 年度比 25.4%減）の水準とするとの中期目標の達成に向けて、2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

2 本市の対応

本市においても、パリ協定の発効などの世界の動きや国の動向に対応するため、国が新たに設定した中期目標に合わせて、本計画の最終年度である2021（平成33）年度の温室効果ガス排出量を、2013（平成25）年度比で12%減に変更します。

また、第4節市の事務・事業における削減目標と施策については、2016（平成28）年度までの設定であったことから、本計画の最終年度における削減目標を新たに設定するとともに、行動事項の見直しを行います。

なお、アクションプランの進行管理は、これまで「地球温暖化対策アクションプラン協議会」で行ってきましたが、アクションプランが第二次鹿児島市環境基本計画の個別計画であることから、他の個別計画と同様、今後は「環境政策推進会議」で行うこととします。

3 変更の内容

第3章第3節 [該当ページ：36P]

3 本計画の最終年度目標

2021（平成33）年度の温室効果ガス総排出量削減目標 2013（平成25）年度比 -12%

最終目標年度である2021（平成33）年度の温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度から12%削減した4,139千tCO₂とします。[該当ページ：36P]

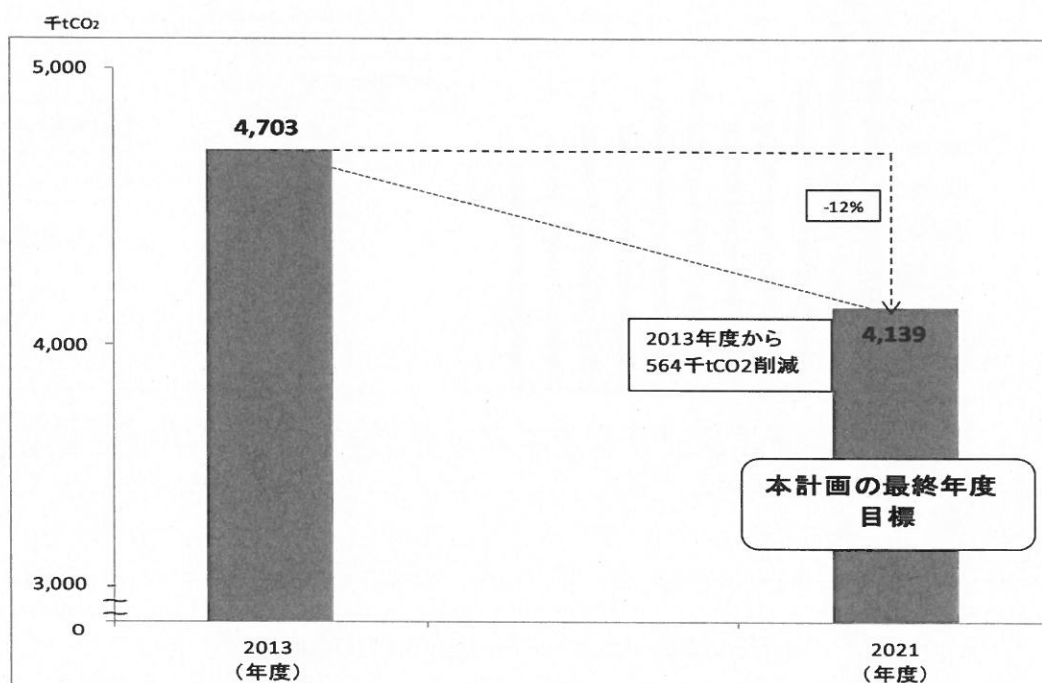


図 3-4 温室効果ガス総排出量の本計画の最終年度目標

表 3-11 部門別の本計画の最終年度目標

部門等	排出量	削減率（2013年度比）
産業部門	410 千tCO ₂	11%
民生家庭部門	987 千tCO ₂	12%
民生業務部門	1,080 千tCO ₂	11%
運輸部門	1,607 千tCO ₂	6%
その他部門	182 千tCO ₂	10%
計	4,266 千tCO ₂	—
森林吸収量	-127 千tCO ₂	—
合計	4,139 千tCO ₂	12%

第4章第4節

1 削減目標【該当ページ：83P】

2021（平成33）年度における削減目標を、2015（平成27）年度と中期目標との温室効果ガス排出量を結んだ通過点として、2005年度比41%削減とします。

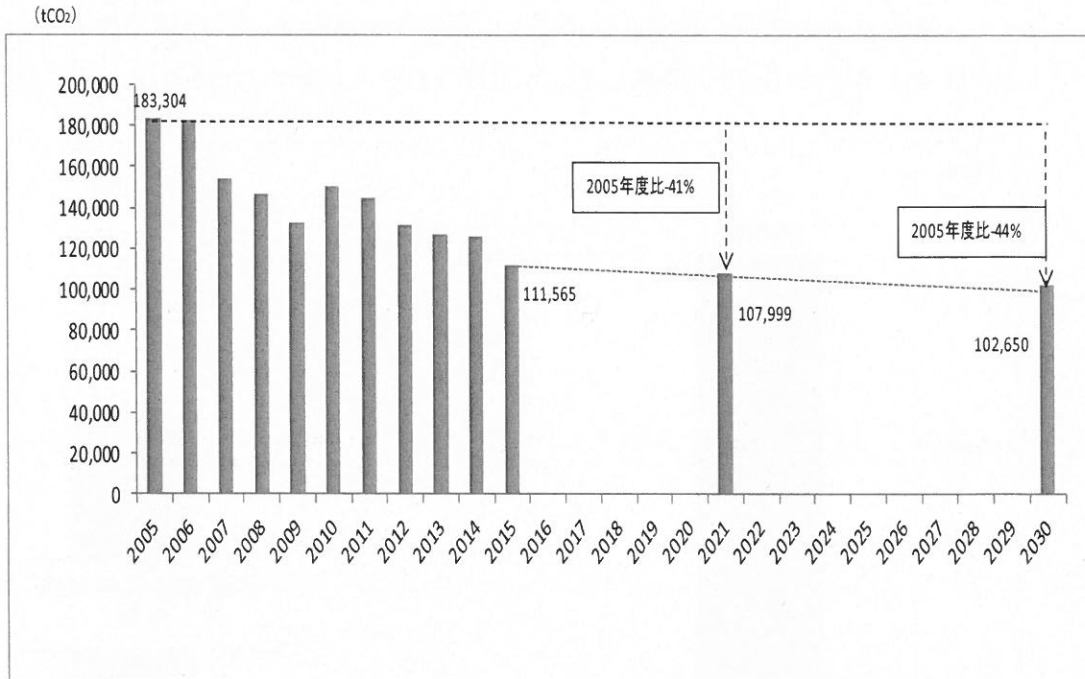


図 4-1 事務・事業からの温室効果ガス排出量

●個別目標【目標年度：2021（平成33）年度 基準年度 2016（平成28）年度】 【該当ページ：84P】

項目	目標値
電気使用量	3 % 削減
施設燃料使用量	3 % 削減
公用車の燃料種別毎の燃費	5 % 向上
水使用量	5 % 削減
コピー用紙の使用量	10 % 削減
廃棄物排出量	3 % 削減
環境対応車への転換率	90 % 以上
白熱電球から LED 電球への転換率	100 %
緑のカーテンの設置施設数	180 施設以上

4 行動事項[該当ページ：85P]

(1) 省エネルギーの推進

① 照明編

○照明は、LED照明への切り替えに努めます。また、不必要な電灯は、事務等に支障のない限り、消灯又は間引きます。

④建物編

○建物の省エネ化を図るため、緑のカーテンの設置・維持、屋上・壁面緑化の整備・維持などに努めます。

⑤化石燃料使用製品編

○通勤・外勤時は、自動車等の利用は控え、徒歩やバス・電車などの公共交通、自転車（コミュニティサイクルを含む）を利用するよう努めます。

別紙1 鹿児島市環境対応車導入指針[該当ページ：87P]

7 指針の進行管理等

環境対応車導入指針の進行管理は、再生可能エネルギー推進課が行う。

付則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

別紙2 鹿児島市市内再生紙利用促進の実施要領 [該当ページ：88P]

第6条 課長（課に準ずる組織の長を含む。）は、毎年度4月末日までに、前年度における基準以外の紙製品購入又は発注の理由を、様式にて資源政策課長あて報告するものとする。

付則

この実施要領は平成25年4月1日から施行する。

付則

この実施要領は平成28年4月1日から施行する。

第5章第1節 推進体制[該当ページ：92P]

本計画の取組の進捗状況や温室効果ガス排出量の目標達成状況の評価・見直しは、環境政策推進会議で行います。

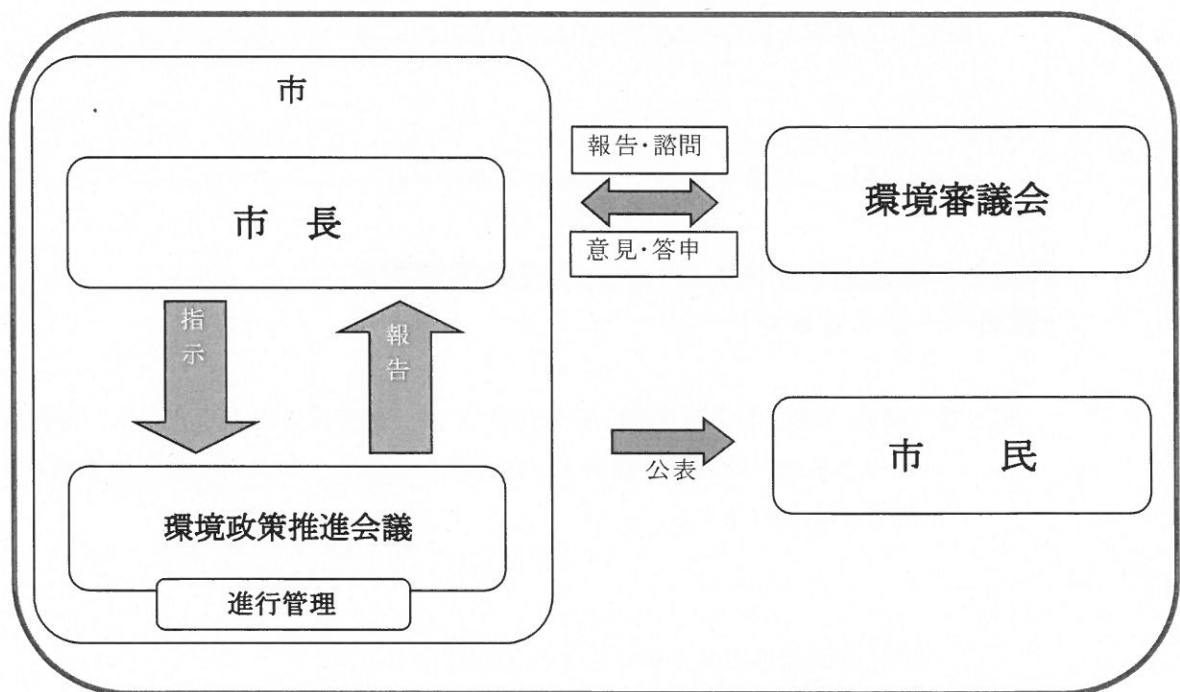
計画の進捗状況などは、地球温暖化の推進に関する法律に基づき公表するとともに、環境審議会に報告します。計画の見直しなどについては、環境審議会に諮問します。

【 環境審議会 】

鹿児島市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項等について調査審議等を行う組織で、計画の目標達成状況等に関する報告を受けて、これに対して意見を述べます。

【 環境政策推進会議 】

全庁的な組織で、各部局の地球温暖化対策に関連する事業・施策との連携確保、実施状況の把握や情報交換の実施など、全庁的な取組を推進します。



資料

審議会等の開催

平成27年12月12日 (日本時間13日)	気候変動枠組条約第21回締約国会議 ・パリ協定の採択
平成28年5月13日	「地球温暖化対策計画」閣議決定
平成28年8月24日	環境政策推進会議 ・地球温暖化対策アクションプラン事務・事業編における削減目標の設定等について(案)
平成28年11月17日	地球温暖化対策アクションプラン協議会 ・鹿児島市域の温室効果ガス削減目標の変更について(案) ・推進体制の変更について(報告)
平成29年1月20日	環境審議会への諮問 ・地球温暖化対策アクションプランの変更について(案)
平成29年1月20日	環境審議会からの答申

